証券コード4919
平成28年２月26日

株　主　各　位

大阪市都島区善源寺町２丁目３番35号
株式会社ミルボン
代表取締役社長　佐　藤　龍　二

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり、開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成28年３月16日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　**平成28年３月17日（木曜日）午前10時**
２．場　　所　**大阪市北区中之島５丁目３番68号**
リーガロイヤルホテル２階「山楽の間」
（末尾記載の会場のご案内略図をご参照ください。）
３．目 的 事 項
報告事項　１　第56期（平成26年12月21日から平成27年12月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２　第56期（平成26年12月21日から平成27年12月20日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当（第56期期末配当）の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件
第６号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の改訂及び継続の件

4．議決権行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年３月16日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

（2）インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて】をご高覧のうえ、平成28年３月16日（水曜日）午後５時30分までにご行使ください。

以　上

◎　本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（http://www.milbon.co.jp）において掲載することにより、お知らせいたします。

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

【議決権行使サイトURL】http://www.web54.net

2．インターネットにより、議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。

3．インターネット等による議決権行使は、平成28年３月16日（水曜日）午後５時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネット等によって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申しあげます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】☎　0120-652-031（午前９時～午後９時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞　☎ 0120-782-031（平日 午前９時～午後５時）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の配当（第56期期末配当）の件

当社は、株主さまに対する利益還元を経営の重要課題として位置づけるとともに、今後の収益力向上のための内部留保による企業体質の強化を図りながら、業績に対応した成果の配分を行うことを基本方針としております。

当期（平成27年12月期）の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたく存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 株主さまに対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金　　39円
総額　　638,522,625円
（ご参考）
年間配当金は、中間配当金35円と合わせ、１株につき74円となり前期と比べ６円の増配となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年３月18日

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第34条（損害賠償責任の一部免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（損害賠償責任の一部免除） 第34条　（条文省略） 2. 当会社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	（損害賠償責任の一部免除） 第34条　（現行どおり） 2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）、監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第３号議案　　取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）の任期が満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	佐藤　龍二（さとう　りゅうじ） (昭和34年10月18日生)	昭和56年４月　当社入社 平成11年12月　プロダクツプロデュース部長 平成12年12月　マーケティング部長 平成14年３月　取締役マーケティング部長 平成15年12月　常務取締役 平成20年３月　代表取締役社長 現在に至る	34,402株
2	重宗　昇（しげむね　のぼる） (昭和30年９月４日生)	昭和51年４月　当社入社 平成11年12月　マーケティング部長 平成12年12月　経営企画室長 平成16年12月　経理部長 平成18年３月　取締役経理部長・広報担当 平成21年12月　常務取締役東日本営業担当 平成26年12月　常務取締役FP本部長 平成27年12月　専務取締役FP本部長 現在に至る	18,472株
3	村井　正浩（むらい　まさひろ） (昭和34年４月28日生)	平成４年３月　当社入社 平成13年12月　管理部長 平成19年３月　取締役管理部長 平成21年12月　常務取締役管理担当 現在に至る	21,164株
4	豊田　修（とよた　おさむ） (昭和29年２月24日生)	昭和52年４月　当社入社 平成11年12月　国際部長 平成16年３月　取締役国際部長 平成23年12月　取締役国際営業部長 平成25年12月　取締役国際第一営業部長 平成27年12月　常務取締役国際第一営業担当 現在に至る	15,638株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	藤井 政幸（ふじい まさゆき） (昭和28年２月14日生)	昭和51年４月 当社入社 平成11年12月 大阪支店部長 平成16年12月 名古屋支店長 平成19年３月 取締役名古屋支店長 平成21年12月 取締役西日本営業担当 平成26年12月 取締役FP副本部長 現在に至る	18,148株
6	村田 輝夫（むらた てるお） (昭和31年３月14日生)	昭和51年４月 当社入社 平成11年12月 生産部長 平成20年３月 取締役生産部長 平成26年12月 取締役生産本部長 現在に至る	27,427株
7	武田 靖史（たけだ やすふみ） (昭和34年１月19日生)	昭和56年４月 当社入社 平成18年12月 中央研究所長 平成24年３月 取締役中央研究所長 平成26年12月 取締役開発本部長 現在に至る	15,384株
8	大塩 充（おおしお みつる） (昭和40年12月16日生)	昭和63年４月 当社入社 平成18年12月 大阪支店長 平成19年12月 福岡支店長 平成21年12月 名古屋支店長 平成23年12月 名古屋支店長・事業開発部長 平成24年３月 取締役名古屋支店長・事業開発部長 平成25年12月 取締役経営戦略部長・事業開発部長 平成26年12月 取締役事業開発部長 現在に至る	9,860株
9	鴻池 一信（こうのいけ かずのぶ） (昭和44年11月８日生)	平成４年４月 当社入社 平成16年３月 MILBON USA, INC. President 平成22年10月 経営企画室長 平成23年12月 経営戦略部長 平成24年３月 取締役経営戦略部長 平成25年12月 取締役国際第二営業部長 現在に至る	427,201株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	※ 高畑 省一郎（たかはた しょういちろう） (昭和28年１月４日生)	昭和50年４月　中小企業金融公庫入庫 昭和61年10月　公認会計士登録 平成５年４月　経営戦略研究所所長(現任) 平成17年３月　当社監査役 現在に至る	0株
11	※ 濱口 泰三（はまぐち たいぞう） (昭和25年10月29日生)	昭和48年４月　安宅産業株式会社入社 昭和52年10月　伊藤忠商事株式会社入社 平成16年６月　同社執行役員 平成16年12月　伊藤忠食品株式会社 代表取締役社長 平成26年６月　同社取締役会長執行役員 平成27年６月　同社会長 現在に至る	0株

（注）１．※は新任候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．高畑省一郎氏及び濱口泰三氏は、社外取締役候補者であります。高畑省一郎氏は現在、当社の監査役でありますが、本総会終結の時をもって監査役を辞任により退任する予定であります。
４．高畑省一郎氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
高畑省一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、その財務及び会計知識並びに公認会計士としての経験を、当社のガバナンス体制のさらなる強化に活かしていただくこと、また、経営戦略研究所所長としての経験に基づき、当社の経営戦略への積極的な意見・提言を期待しております。
また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
５．濱口泰三氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
濱口泰三氏は、総合商社執行役員、食品商社の経営者としての経験に基づき、当社の海外への事業展開、グローバル化への積極的な意見・提言を期待しております。
また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
６．高畑省一郎氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、11年であります。
７．当社は高畑省一郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、濱口泰三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
８．社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項及び定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める取締役の最低責任限度額となります。当社は高畑省一郎氏及び濱口泰三氏が選任された場合には、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当社は、現在、高畑省一郎氏との間で社外監査役として当該契約を締結しております。

第４号議案　　監査役２名選任の件

監査役　遠藤桂介氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役　高畑省一郎氏は辞任いたします。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	遠藤　桂介（えんどう　けいすけ） (昭和26年11月27日生)	平成10年３月　最高裁判所司法研修所司法修習修了 平成10年４月　弁護士登録 平成13年３月　当社監査役(現任) 平成20年４月　平成20年度和歌山弁護士会副会長 平成23年４月　平成23年度和歌山弁護士会副会長 現在に至る	33,135株
2	※ 田多　理（ただ　おさむ） (昭和23年12月25日生)	昭和46年４月　大阪国税局入局 平成７年７月　大阪地方裁判所裁判所調査官 平成13年７月　彦根税務署長 平成17年７月　大阪国税局調査第一部広域情報管理課長 平成19年７月　枚方税務署長 平成20年７月　枚方税務署長退官 平成20年９月　税理士登録 現在に至る	0株

（注）１．※は新任候補者であります。

２．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．遠藤桂介氏及び田多　理氏は、社外監査役候補者であります。

４．遠藤桂介氏は、弁護士の資格を有しており、その法律知識並びに弁護士としての経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

５．田多　理氏は、税理士の資格を有しており、その会計及び税務に関する知識、並びに税理士としての経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監

査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

6．遠藤桂介氏の監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、15年であります。

7．当社は遠藤桂介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、田多　理氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

8．社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項及び定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める監査役の最低責任限度額となります。当社は、現在、遠藤桂介氏との間で当該契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、田多　理氏が選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第５号議案　　取締役及び監査役の報酬額改定の件

平成19年３月19日開催の第47期定時株主総会において、取締役の報酬額は「年額３億円以内」、監査役の報酬額は「年額5,000万円以内」としてそれぞれ決議いただき今日に至っておりますが、社外取締役の選任やその後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額４億円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）、監査役の報酬額を年額7,000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は10名、監査役は３名でありますが、第３号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役２名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）となります。

第６号議案　　当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の改訂及び継続の件

当社は、平成26年３月18日開催の当社第54期定時株主総会において、株主の皆さまから「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針）について、ご承認をいただきました。その有効期限は本総会終結の時となっており、当社取締役会は平成28年１月27日開催の取締役会において、本総会においてご承認を得られることを条件として、本対応方針を一部改訂し、継続することを決定いたしました。

本議案は、本対応方針の改訂及び継続をお諮りするものであります。

なお、本対応方針の改訂及び継続につきましては、社外監査役２名を含む当社監査役３名全員が、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意向を表明しております。

改訂後の本対応方針の内容は以下のとおりでありますが、本質的な変更を行うものではありません。

注１：特定株主グループとは、

（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または、

（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、

（ⅰ）特定株主グループが注１の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または、

(ⅱ)特定株主グループが注１の(ⅱ)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

１．当社の事業特性と企業価値の向上

⑴　当社グループの企業理念

当社グループは『ミルボンは、ヘアデザイナーを通じて、美しい生き方を応援する事業展開をします。美しい生き方、美しい髪は人の心を豊かにします。豊かな心は文化を育みます。文化を大切にする社会は平和をもたらします。ミルボンはそう信じて事業展開を推進し、業界、ひいては国、地域に貢献します。』を企業理念とし、事業領域を美容室、美容師に絞った事業活動を展開しております。

そうした中で培った、以下の①から③が、当社グループの独自性であり、企業価値の源泉と考えています。

①販売力＝フィールドパーソンシステム

当社グループは、美容室とヘアデザイナーを支援するために、独自の営業体制を確立しています。単なる商品販売ではなく、美容室、エンドユーザーの声を真摯に聴き、課題を発見、対処法を考え提案します。美容室への教育活動を中核に、美容室の増収・増益に貢献します。当社グループでは、そのような活動を行う営業部員をフィールドパーソンと呼んでいます。

フィールドパーソンを育てるために、９ヶ月間に及ぶ社内研修を実施しています。ヘアケアやカラーリング、パーマなどの基本的な美容技術に加え、美容業界の幅広い知識・経営分析・企画立案などの様々なスキルを習得しています。競合他社が真似のできない、当社グループ独自のビジネスモデルとなっています。

②商品開発力＝ＴＡＣ製品開発システム

美容室の現場で成功しているヘアデザイナー、さらにエンドユーザーに学びながら、美容ソフトと製品を開発するのが当社グループ独自の「ＴＡＣ（Target Authority Customer）製品開発システム」です。

ヘアカラー客が他店と比べて飛びぬけて多い美容室、ヘアケア客が飛びぬけて多い美容室など、テーマによって顧客からダントツの人気を集めている美容室・ヘアデザイナーには、成功技術（哲学、考え方、ヘアデザイン、美容技術）が存在しています。その成功技術を一般の美容室でも使えるように標準化し、それをサポートする製品を創ります。

③市場戦略＝フィールド活動システム

どのような市場環境においても、成長する美容室は存在しています。当社グループでは、成長している、または、成長する可能性の大きい美容室にフィールドパーソンの活動を集約することで、市場環境が悪化しても、当社グループも一緒に成長できるマーケティングを展開しています。

⑵ 企業価値・株主共同の利益向上の取り組みについて

当社グループは、2015年度（第56期）より、新たなブランドスローガン「美しさを拓く。Find Your Beauty」のもと、次の未来を見据えた中期的な経営ビジョン「中期５ヵ年事業構想（2015年～2019年）」を策定しております。その主な内容は以下のとおりです。

「教育を中心としたフィールド活動によって、世界の国・地域の美容に地域貢献し、日本発（初）、世界No. 1のグローバルプロフェッショナルメーカーをめざします。」をグローバルビジョンとして掲げ、以下のような取り組みを通じてグローバル化を推進します。

ⅰ．グローバル組織態勢

多文化対応ネットワーク型のグループ企業経営を目指します。

ⅱ．グローバル商品戦略

グローバル研究開発・生産態勢を構築します。

ⅲ．グローバル人材育成

グローバルな視野でリーダーシップを発揮する、経営感覚のある次期グローバルリーダーを育成します。

ⅳ．グローバル市場展開

アジア３本柱構想（日本、東アジア、東南アジア）と欧米のネットワークの構築によって、グローバル事業展開を加速します。

ⅴ．グローバル財務戦略

営業活動により獲得したフリーキャッシュの約半分を、生産能力の増強、新規営業拠点の設立・増強、M&A投資、化粧品ビジネスへの投資等、今後のさらなる成長のために投資し、一方、株主還元としては、配当性向40％を目安に安定的に実施したいと考えております。

また、資本効率の目標として2019年度にROE12％以上を目指します。

このような取り組みを通して、当社グループは、「世界のヘア化粧品プロフェッショナル市場においてアジアNo.１、世界ベスト５入りをめざします。」を中期ビジョンとして掲げ、ヘアデザイナーと共に、世界の美容に貢献していきます。

⑶ コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、経営の透明性、公平性を重視したコーポレート・ガバナンスを実施しております。さらに、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼が高まり、企業価値の向上につながると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、現在、取締役は10名、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。社外取締役は選任しておりませんが、社外有識者とのアドバイザー契約により、適宜社外有識者の意見を取り入れる体制を整えており、さらに、ガバナンス体制の強化を図るため、本総会において、新たに社外取締役２名の選任を株主の皆様にお諮り致します。

２．本対応方針の目的及び内容

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆さまに強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、あらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆さまに委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社の経営には、当社の企業価値の源泉であるフィールドパーソンシステム、ＴＡＣ製品開発システム、フィールド活動システムを前提とした特有の経営ノウハウや、当社の従業員、仕入先などの協力業者、当社の直接の取引先である代理店、さらに、その先の美容室等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への深い理解が不可欠であります。

これらに関する十分な知識と理解なくしては、株主の皆さまが将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、平素から、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまに短期間の間に適切に判断していただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えております。

なお、当社株主の皆さまがこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による代替案の提案も、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料になると考えます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆さまにより適切にご判断いただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、係る情報提供がなされた後、当社取締役会において速やかにこれを検討・評価し、後述の特別委員会の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会としての意見を取りまとめて一般に公開します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社取締役会としての当社株主の皆さまへの代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、一定の対抗措置を取ることができるものといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆さまの適切な判断を妨げ、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置を取ることができるものといたします。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案をうけておりません。

また、平成27年12月20日現在の当社の大株主の状況は別紙－１に記載のとおりです。

3．大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）が提供され、②大規模買付行為は、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に開始されるものとする、というものです。

具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった場合、まず、その事実を速やかに開示します。さらに、大規模買付者には、当社取締役会に対して、必要情報を提供していただきます。

必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なり得るため、具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を記載した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下のとおりです。

①大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
②大規模買付行為の目的及び内容（対価の種類及び価額、関連する取引の仕組み、買付方法及び関連する取引の適法性等を含みます。）
③大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
④大規模買付行為の資金の裏付け
⑤当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）
⑥大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは合理的に不十分と認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会の助言を受け、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、当社取締役会は、追加的な情報提供の求めについても、特別委員会の助言を最大限尊重するものとし、無制限に追加的な情報提供の求めを行うことはいたしません。

当社取締役会は、提供された必要情報が、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。ただし、特別委員会が後述の特別

委員会の勧告期限の延期を勧告し、当社取締役会が、特別委員会の勧告期限を最大10日間延期した場合には、評価期間は、勧告期限が延期された日数に応じ、それぞれ最大10日間延長されるものとします。また、評価期間が延長される場合には延長される日数及び延長の理由を公表します。評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、評価期間中、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として代替案を公表して当社株主の皆さまに対し提示することもあります。従って、大規模買付行為は、評価期間（前述の勧告期限の延期がなされた場合は、これに伴う延長後の評価期間）の経過後にのみ開始されるものとします。

4．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

⑴　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆さまへの説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として大規模買付行為に対する対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）は取りません。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外として、当社取締役会は、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を守ることを目的として、後記⑵記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合と同様に、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがあります。

大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑧のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑧のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置を取りません。

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合

③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

⑤大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の企業価値の源泉である重要顧客をはじめとする顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい著しい損害をもたらすと判断される場合

⑥上記①から⑤のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい著しい損害をもたらすと判断される場合

⑦上記①から⑥のほか、大規模買付者の経営陣または主要株主に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第２条に定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係するものが含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合

⑧大規模買付者の提案する当社株式の買付け方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を著しく制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

⑵　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当を行い、対抗措置を取ることがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当の概要は、以下のとおりとします。なお、当社は、原則として、大規模買付者に割当てられた新株予約権を、他の株主とは異なる対価をもって取得することはいたしません。

①無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込をさせないで新株予約権を割当てる。

②新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③割当てる新株予約権の総数

新株予約権の一回の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とする。

④各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権１個当たり１円以上で当社取締役会が定める額とする。

⑤新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の行使期間

新株予約権の割当の効力発生日（ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使条件

特定株主グループ（注１）で議決権割合（注２）が20％を超えるもの（ただし、予め当社取締役会が同意した者を除く。）に属する者でないこと等を行使条件とすることとし、詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑧新株予約権の取得条項

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権のうち上記⑦の規定にて新株予約権を行使できない者の新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は当該新株予約権１個を取得するのと引換えに、当社普通株式１株を交付する。

また、当社は、新株予約権の割当の効力発生日から、権利行使期間の開始日または上記による取得の日のいずれか早い日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、上記⑦の規定により新株予約権を行使できない者の新株予約権を含め、新株予約権を無償で取得することができる。

⑶　上記⑴及び⑵により対抗措置を取る場合には、当社取締役会の決議により決定するものとします。ただし、当社取締役会は、下記５．で述べるように特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。

⑷　当社取締役会は、上記⑴及び⑵により対抗措置を取るか否かについて決定した場合には、速やかに、当該決定の内容及びその判断理由並びに特別委員会の勧告の概要及びその判断理由その他取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

5．特別委員会の設置（対抗措置の公正さを担保するための手続き）

⑴　特別委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社は取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置、当社取締役会は特別委員会の助言及び勧告を最大限尊重することといたします。特別委員会の委員は３名以上５名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは当社以外の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。今般の改訂後の特別委員会の当初の委員は３名とし、その氏名及び略歴は、別紙－２「特別委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。

⑵　特別委員会の役割

特別委員会の役割は次のとおりとします。

①当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかを取締役会が判断するに当たり特別委員会に助言を求めます。

②当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、遅くとも取締役会評価期間の期限の10日前までに、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非について勧告を行います。特別委員会は当該大規模買付行為が上記４．⑴記載の①から⑧のいずれかに該当するか否か、及び、その大規模買付行為に対して対抗措置を行うことが相当であるか否かについて、取締役会に勧告します。ただし、特別委員会が上記勧告期限までに、対抗措置の発動の是非についての勧告を行うに至らず、特別委員会が上記勧告期限の延期を勧告した場合には、当社取締役会は最大10日間に限り、勧告期限を延期するものとします。

6．株主・投資家の皆さまに与える影響等

⑴　本対応方針改訂時に株主・投資家の皆さまに与える影響等

平成20年３月18日の本対応方針導入時と同様、本対応方針改訂時においても、新株予約権の無償割当は行われません。従って、株主及び投資家の皆さまの権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

⑵　対抗措置発動時に株主・投資家の皆さまに与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置を取ることがありますが、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。なお、対抗措置として新株予約権が割当てられる場合、株主名簿への記録が未了の場合には、新株予約権を取得するためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当対象となる株主の確定基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に株主として記録されるよう、振替株式の株主については、証券会社等の口座に当社普通株式が記録されるよう手続を完了していただく必要があり、特別口座の失念株主については失念救済手続きを完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、行使により交付される当社株式を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。係る手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

なお、新株予約権の割当期日以後においても、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当を中止し、または、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主及び投資家の皆さまは、その価格の変動により相応の影響を受ける可能性があります。株主及び投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

７．ルールの有効期限

今般の改訂後の本対応方針は、本総会において株主の皆さまにお諮りし、株主の皆さまのご承認を得て発効するものとし、株主の皆さまのご承認が得られなかった場合は発効いたしません。ご承認をいただけた場合は、本対応方針は平成30年３月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以降、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含む。）については、２年毎に定時株主総会の承認を経ることとします。また、本対応方針は、その有効期間内であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることになります。

また、係る方針が継続される場合でも、当社取締役会は、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益の維持及び向上の観点から、本対応方針の本質的な見直しを行う場合は、株主の皆さまにお諮りしたいと存じます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の本質的な変更に該当しない範囲で、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更がある場合、誤字脱字等の理由により字句の訂正を行うのが適切であると認められる範囲で特別委員会の承認を得た上で、本対応方針を修正し、または変更する場合があります。

8．本対応方針の合理性

⑴ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

⑵ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

⑶ 株主意思を重視するものであること

当社は、本総会において今般の改訂後の本対応方針の是非につき、株主の皆さまのご意思を問うことにしており、株主の皆さまの意向が反映されることとなっております。加えて、本対応方針の有効期間は平成30年３月開催予定の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会、または取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっています。

⑷ 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、特別委員会は、外部有識者と社外監査役等から構成いたします。

特別委員会は、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかを助言します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、別紙－３「特別委員会規則(概要)」に従い当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、当社取締役会はその勧告を最大限に尊重することとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に追加的な情報提供の求めを無制限に行うことや対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

また、当社は本総会において、新たに社外取締役２名の選任を株主の皆さまにお諮りします。社外取締役は当社に対して大規模買付行為がなされた場合に、当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資するか否かについて、客観的かつ独立した立場から取締役会で意見を述べることも期待されており、選任されれば、特別委員会と共に独立性の高い社外者の判断を重視する仕組みとなります。

⑸　合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的、かつ、詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑹　第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑺　デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は当社株主総会あるいは取締役会の決議で廃止することができるため、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙－１

■　大株主の状況（平成27年12月20日現在）

株　　主　　名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
アジアグローバル３号投資事業有限責任組合 無限責任組合員ACA株式会社	1,464,000株	8.94%
鴻池資産管理株式会社	960,000	5.86
村井佳比子	741,812	4.53
北嶋舞子	741,212	4.53
三井住友信託銀行株式会社	667,200	4.08
ミルボン協力企業持株会	475,878	2.91
JP MORGAN CHASE BANK 385174	466,800	2.85
鴻池一信	427,064	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	422,000	2.58
株式会社りそな銀行	382,054	2.33

（注）持株比率は自己株式（186,242株）を控除して計算しております。

以上

別紙－２

■　特別委員会の委員の略歴

井村　登

昭和58年２月　公認会計士登録
平成17年６月　通天閣観光株式会社監査役
平成18年４月　大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所民事調停委員
平成19年６月　株式会社加ト吉（現：テーブルマーク株式会社）取締役
平成20年３月　当社特別委員会委員（現任）
平成20年４月　関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現任）
平成20年６月　株式会社加ト吉（現：テーブルマーク株式会社）顧問
平成21年６月　通天閣観光株式会社取締役（現任）
平成24年12月　平成25年度　公認会計士試験試験委員（平成28年度現任）
平成25年３月　大阪地方裁判所・大阪高等裁判所専門委員（現任）

田多　理

昭和46年４月　大阪国税局入局
平成７年７月　大阪地方裁判所裁判所調査官
平成13年７月　彦根税務署長
平成17年７月　大阪国税局調査第一部広域情報管理課長
平成19年７月　枚方税務署長
平成20年７月　枚方税務署長退官
平成20年９月　税理士登録
平成22年３月　当社特別委員会委員（現任）

遠藤　桂介

平成10年３月　最高裁判所司法研修所司法修習修了
平成10年４月　弁護士登録
平成13年３月　当社社外監査役（現任）
平成20年３月　当社特別委員会委員（現任）
平成20年４月　平成20年度　和歌山弁護士会副会長
平成23年４月　平成23年度　和歌山弁護士会副会長

以上

別紙－３

■　特別委員会規則（概要）

１．特別委員会の設置及び委員の選任、解任

⑴　特別委員会は、取締役会決議により設置する。

⑵　特別委員会の委員は３名以上５名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは当社以外の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任する。

⑶　特別委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の３分の２以上の賛成によるものとする。

２．特別委員の任期

特別委員の任期は、選任の日から平成30年３月開催予定の当社の定時株主総会終結の時までとし、平成30年３月開催予定の当社の定時株主総会において本対応方針を継続することについて承認が得られた場合には何らの決定なく自動的に再任されるものとし、以後も同様とする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

３．特別委員の報酬

⑴　特別委員の報酬額及びその支払の時期等は別途取締役会が特別委員全員及び監査役全員の同意を得て定める。

⑵　特別委員が職務を行うために交通費等の実費を支出したときは、会社は、特別委員の請求に基づき、特別委員に対してその実費を支払う。

４．決議要件

特別委員会における決議は、特別委員の過半数をもって行う。

５．取締役会への助言及び勧告

特別委員会は、取締役会に対し、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかを助言するほか、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に著しい損害をもたらすものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。

特別委員会は、係る助言及び勧告を行うにあたっては、当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的にしてはならない。

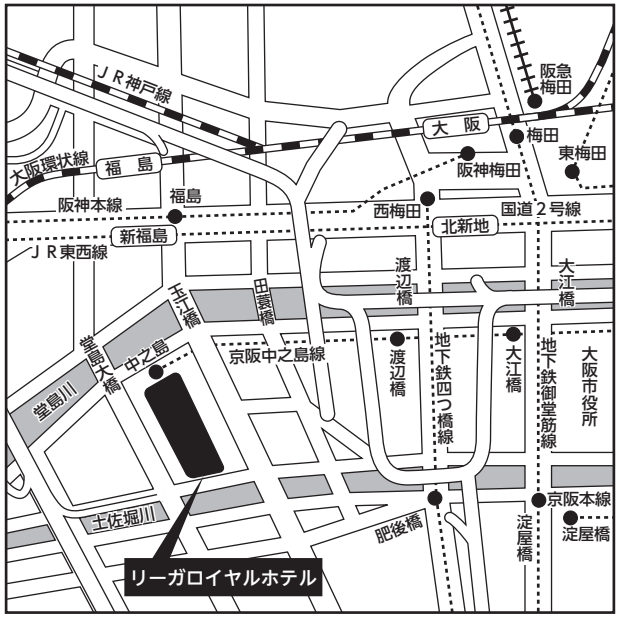
６．第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む）の助言を得ることができる。

以上

株主総会会場ご案内略図

場　所　大阪市北区中之島５丁目３番68号
リーガロイヤルホテル２階「山楽の間」
TEL（06）6448-1121（代表）



●京阪電車／中之島線 中之島駅直結
●JR東西線／新福島駅下車 徒歩約８分
●JR環状線／福島駅下車 徒歩約15分
●阪神電車／福島駅下車 徒歩約８分
●リーガロイヤルホテル無料シャトルバス／JR大阪駅より約６分間隔で循環／
乗車場所　JR大阪駅西側（高架南寄り）

＊誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。